

歴史文化資産を生かした まちづくりのススメ

2009-0401

「歴史まちづくり法」を活用したまちづくりの提案

1. 歴史文化資産を生かしたまちづくりを進めるために

① 歴史文化資産の保護・継承をめざした“積極的な活用”

◆ 「貴重な資産の継承」を前提とする

私たちが地域のまちづくりに関わらせていただく際には、貴重な歴史文化資産を市民の財産として守り、生かし続けることを最も基本的な前提と考えます。

◆ 活用することで、次世代に資産を引き継ぐ

先人から受け継いだ資産を次世代に引き継ぐためには、市民が地域の資産の価値に気づくためにも、まちづくりに積極的に「活用していく視点」が重要だと考えます。

② ネットワークによって進めるまちづくり

◆ さまざまな主体のネットワークを力にする

地域のさまざまな主体がネットワークを組んで、地域の歴史文化や景観を守り育てることが大切です。そのために、様々な主体がお互いの立場を認め合っ話し合う場づくりが重要だと考えます。



◆ まちづくりの継続性、持続性を重視する

ハード整備とともに、地域住民が自ら資産を守り活用する仕組みやコミュニティビジネスなどを展開することにより、地域の継続的なまちづくりにつながるような提案が必要です。

③ まちづくりの視点を持った景観デザイン

◆ 物語化によって資産への理解と魅力を高める

それぞれの歴史文化資産には、その背景に魅力的な物語があります。「物語を見せる、感じさせる」視点を持って、資産を周辺環境を含めて活用、整備することで、資産に対する興味関心を高め、その価値への理解を深めるような提案が求められます。

◆ ヒューマンスケールを大切にす

歴史文化資産が地域の生活の中に息づき、親密で調和の取れた都市環境を形成することで、より魅力的なヒューマンスケールの都市が実現できるものと考えます。それぞれの地域性を大切にして、まちづくり計画や景観デザインを提案することが求められます。



2. 「歴史まちづくり法」などの活用

地域の歴史的な風情、情緒を生かしたまちづくりを国が支援する「歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」が平成20年11月4日に施行されました。

① 「歴史まちづくり法」の基本スキーム

- (1) 国が歴史的風致維持向上基本方針を作成し、公表する
- (2) 基本方針に基づき、市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国に認定を申請
- (3) 文科省、国土交通省、農水省が計画を認定
- (4) 法に基づく措置、事業による支援の活用

② 「歴史まちづくり法」の特徴

◆ 事業を積極的に支援していくプラス思考の仕組み

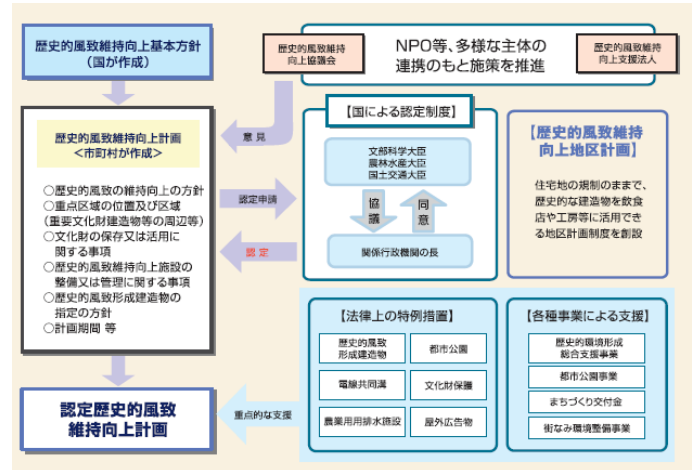
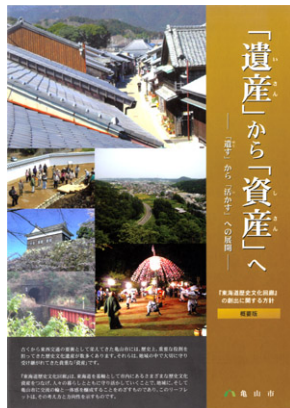
景観法や都市計画法が規制誘導を中心とするのに対して、歴史まちづくり法は「歴史的風致地区維持向上計画」に基づく事業を支援していく仕組みです。

◆ 法制定による中長期的な保全・整備の保証

法律として制定されたことにより、長期的に事業を推進することが保証されます。

◆ 文科省と国交省、農水省との全面共管の法律

重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区などの核がある地域を対象に、その周辺を一体として取り組むまちづくりの制度です。



◆ 都市から山林、公共から非公共にわたる幅広い対象

歴史まちづくり法は、都市計画区域や市街化区域といった枠にとらわれない歴史文化資産を取り巻く広い地域を対象とすることができます。また、建造物や公園などを買い取って、公共用途以外で利用するといったことも可能です。

③ 「歴史まちづくり法」を活用するために

歴史まちづくり法を活用したまちづくりを進めるためには、国による「歴史的風致維持向上計画」の認定が必要です。認定を受けるためには、

- 1) 重点地区の核となる重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等が指定されていること
 - 2) 重要文化財建造物等と周囲の環境が一体となって高い歴史的風致が形成されていること
 - 3) 歴史的風致を維持・向上させる計画の内容が実効性の高いものであること
 - 4) 市町村、市民、建造物や施設の管理者、支援法人等からなる協議会等で検討されること
- などが必要であると考えられます。

④「歴史まちづくり法」を活用したまちづくりのポイント

◆ 景観法や都市計画法との連携

事業を支援していく仕組みであるという性格上、規制を中心とした景観法や都市計画法などと組み合わせることで、事業と規制というバランスの取れた進捗が期待できます。

◆ 整備中心の事業計画にとどまらない持続的な実践

補助メニュー等を活用することや計画に期限を設定することなどから、期限内におけるハード事業が中心になりがちです。そのため、地域としていかに持続的な取り組みにつなげるのか、地域住民の生活を通じた管理体制をいかに構築していくのが重要であると考えます。

◆ 地に足の着いた計画の必要性

歴史的風致維持向上計画の認定を受けるために、急ごしらえで具体的な事業計画を策定したり、補助事業を行うかどうかの判断を地域に迫られることが予想されます。計画認定を受ける前に、地域住民とともに十分に煮詰めた計画をあらかじめ準備しておく必要があると考えます。

◆ まちづくりの成果の景観としての表現

歴史まちづくりの成果を地域の「景観として表現」することによって、より多くの人に地域の営みのすばらしさが実感として伝わり、共通の記憶として刻み込まれていくものと考えます。

参考：国土交通省 報道発表資料

季刊 まちづくり0901 「歴史まちづくり法の特色と法制定の意義」 西村幸夫 学芸出版社

「景観まちづくり論」 後藤春彦 学芸出版社

各市「歴史的風致維持向上計画（案）」（亀山市、金沢市、彦根市、萩市、犬山市等）

亀山市「東海道歴史文化回廊」保存整備基本計画 等



お問い合わせは下記までご連絡ください

株式会社 **日本開発研究所三重**

津市広明町 121-2 リジョンビル

Tel. 059-224-4316 / Fax. 059-224-4319

E-mail info@think-mie.co.jp

URL <http://www.think-mie.co.jp>

担当：所 長 吉田 昌弘